

I 法 令

1-1 法令

1-1-1 法令概要（水管理・国土保全局関係）

法令名	法令番号	法令の概要
(1) 河川法	昭和39年 法律第167号	河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるよう、総合的に管理するために必要な事項を定めるもの。
(2) 河川法施行法	昭和39年 法律第168号	河川法の施行に伴う経過措置等について必要な事項を定めるもの。
(3) 河川管理施設等構造令	昭和51年 政令第199号	河川管理施設又は許可工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技术的基準を定めるもの。
(4) 特定多目的ダム法	昭和32年 法律第35号	多目的ダムの建設及び管理に関し河川法の特例を定めるとともに、ダム使用权を創設し、もって多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に発揮させるために必要な事項を定めるもの。
(5) 水資源開発促進法	昭和36年 法律第217号	産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まって、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図るために必要な事項を定めるもの。
(6) 独立行政法人水資源機構法	平成14年 法律第182号	独立行政法人水資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する必要な事項を定めるもの。
(7) 水源地域対策特別措置法	昭和48年 法律第118号	ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、関係住民の生活の安定と福祉の向上等を目的に、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止し、又は湖沼の水質を保全するために必要な事項を定めるもの。
(8) 水循環基本法	平成26年 法律第16号	水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに、水循環に関する基本的な計画の策定等を行うとともに、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、健全な水循環を維持・回復させることを目的とするもの。

法令名	法令番号	法令の概要
(9) 雨水の利用の推進に関する法律	平成26年 法律第17号	近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制を図るもの。
(10) 砂防法	明治30年 法律第29号	土石流災害等を防止するため、砂防設備・砂防工事及び砂防指定地等について必要な事項を定めるもの。
(11) 地すべり等防止法	昭和33年 法律第30号	地すべり及びばた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止するために必要な事項を定めるもの。
(12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	昭和44年 法律第57号	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な事項を定めるもの。
(13) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	平成12年 法律第57号	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定、警戒避難体制の整備、特定開発行為の制限、建築物の構造規制、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等について必要な事項を定めるもの。
(14) 海岸法	昭和31年 法律第101号	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図るために必要な事項を定めるもの。
(15) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律	平成22年 法律第41号	排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全等に関し低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制その他の措置について必要な事項を定めるもの。
(16) 下水道法	昭和33年 法律第79号	下水道の整備を図るため、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等の必要な事項を定めるもの。
(17) 日本下水道事業団法	昭和47年 法律第41号	地方公共団体等の要請に基づく下水道の根幹施設の建設及び維持管理、下水道に関する技術的援助、技術者の養成並びに技術の開発及び実用化を図ること等によって下水道の整備を促進することを目的とする日本下水道事業団について必要な事項を定めるもの。

法令名	法令番号	法令の概要
(18) 公有水面埋立法	大正10年 法律第57号	公有水面の埋立てに関し必要な事項を定めるもの。
(19) 社会資本整備重点計画法	平成15年 法律第20号	社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の必要な事項を定めるもの。
(20) 災害対策基本法	昭和36年 法律第223号	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、必要な体制を確立するとともに、災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るために必要な事項を定めるもの。
(21) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	昭和26年 法律第97号	公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図るために必要な事項を定めるもの。
(22) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	昭和37年 法律第150号	災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合の国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置につき定めるもの。
(23) 津波防災地域づくりに関する法律	平成23年 法律第123号	津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るために必要な事項を定めるもの。
(24) 水防法	昭和24年 法律第193号	洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するために必要な事項を定めるもの。
(25) 水害予防組合法	明治41年 法律第50号	堤防、水門等の水害防御に関する事業を地方公共団体の事業とすることができない特別な事情がある場合に、これらの事業を行う公共組合としての水害予防組合の設置等について必要な事項を定めるもの。

法令名	法令番号	法令の概要
(26) 特定都市河川浸水被害対策法	平成15年 法律第77号	都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状態若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するために必要な事項を定めるもの。
(27) 砂利採取法	昭和43年 法律第74号	砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資するため、砂利採取業について必要な事項を定めるもの。
(28) 運河法	大正2年 法律第16号	一般の用に供する目的を持って運河を開設する場合について必要な事項を定めるもの。
(29) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	平成6年 法律第8号	水道原水の水質の保全に資する河川水道原水水質保全事業等の実施を促進する措置を講ずることにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保するために必要な事項を定めるもの。
(30) 水道法	昭和32年 法律第177号	水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化するため、水道事業等の認可、業務、監督等の必要な事項を定めるもの。